

【喫煙室について】東京都の広報紙から抜粋

屋内であればこたえておけるのは、以下の場所のみです。喫煙室の中には、利用費・従業員を含め20才未満は立入禁止です。施設の中で喫煙場所を作る場合は、法の定める基準を満たす必要があります。



喫煙可能室(店) 喫煙目的室(店)

喫煙のみ可能。飲食等不可

喫煙目的室(店) 加断式たばこに限り、飲食等をしながらの喫煙が可能



改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行から4月1日、東京都は、東京都民の意識調査及び飲食店における受動喫煙防止対策実施調査の速報を発表した。昨年7月に公表した調査は「1年間にかけ受動喫煙の経験ありが38%(前回調査61.5%)、場所は路上が59%(同51.2%)と最も多

受動喫煙対策の規制強化から1年

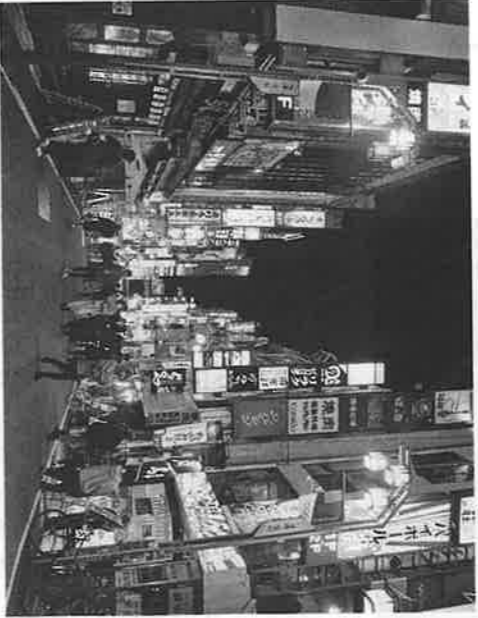
都民意識調査 路上での受動喫煙が増加

飲食店調査は罰則の認知度が低下

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行から4月1日、東京都は、東京都民の意識調査及び飲食店における受動喫煙防止対策実施調査の速報を発表した。昨年7月に公表した調査は「1年間にかけ受動喫煙の経験ありが38%(前回調査61.5%)、場所は路上が59%(同51.2%)と最も多

外国人スタッフ雇用導入ガイド 飲食業編を作成 都指導 セクナ

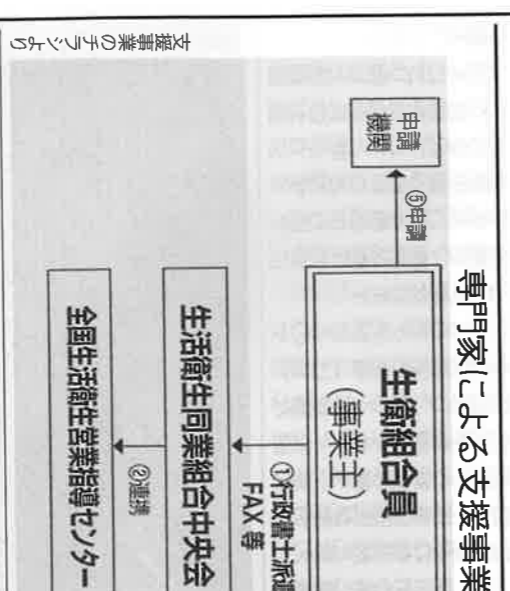
外国人労働者の割合が低下している 飲食業は3割台の減少が最多



長びく時短要請で飲食店街は疲弊している

外国人労働者の割合が低下している 飲食業は3割台の減少が最多

5月の風俗管理者講習会 5月の風俗管理者講習会が次の通り行われる予定です。



専門家による支援事業のスキーム

助成金等の申請を 専門家がサポート 行政書士を派遣

あの日が目に浮かぶ音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと



一般社団法人 日本音楽著作権協会 東京支部